



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 11 日 (金)
第 8 2 7 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業計画の決定 (123) (農地・水保全課) 2 小型いかつり漁業に係る許可の申請期間 (124) (水産課) 2 県道の区域の変更 (125) (道路企画課) 2 県道の供用の開始 (126) (〃) 3 車両制限令による道路等の指定 (127) (〃) 3 土砂災害警戒区域の指定 (128) (治山砂防課) 4 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (129) (東部総合事務所福祉保健局) 4 指定居宅サービス事業者の廃止 (130) (中部総合事務所福祉保健局) 4 指定介護予防サービス事業者の廃止 (131) (〃) 5 土地改良区の役員の就任 (132) (中部総合事務所農林局) 5
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (〃) 5

告 示

鳥取県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（ため池等整備事業清水ヶ谷池地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成23年3月11日から同月31日まで
- 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第124号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者が営む小型いかつり漁業（総トン数10トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。）に係る許可の申請期間を平成23年3月11日から同月18日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年3月11日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	変更前	鳥取市蔵田字南代103-2地先から同市橋本字宮ノ下79-2地先まで	6.5~7.6	141.0

国安桂木線	変更後	鳥取市蔵田字南代103-2地先から同市橋本字宮ノ下79-2地先まで	7.0~14.9	155.0
		鳥取市蔵田字南代100-1地先から同市橋本字宮ノ下79-2地先まで	6.5~7.6	101.0

鳥取県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年3月11日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
国安桂木線	鳥取市蔵田字南代103-2地先から同市橋本字宮ノ下79-2地先まで	平成23年3月11日

鳥取県告示第127号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、かつ、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定により告示する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般県道	赤碕中山インター線	西伯郡大山町田中字屋敷下通933-1地先から同町八重字六ッ塚原656-1地先まで	平成23年4月1日

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、地が黒色の板等であって横寸法が0.23メートル以上で、かつ、縦寸法が0.12メートル以上のもの又は横寸法が0.12メートル以上で、かつ、縦寸法が0.23メートル以上のものに黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鳥取県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
倉吉市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3 土砂災害警戒区域の名称
山根地区（52）、古川沢地区（53）、八幡町地区（55）、駄経寺地区（56）、八幡町（その2）地区（92）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第129号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月11日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社サン企画	鳥取市湖山町南三丁目117	訪問介護アップル	鳥取市湖山町南三丁目117	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成23年3月4日

鳥取県告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月11日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所の所	廃止の届出を受理	サービスの種類
----------	----------	------------	----------	---------

氏名	の名称	在地	した年月日	
谷口薬局有限会社	谷口薬局有限会社	倉吉市瀬崎町 2738-14	平成 23 年 3 月 3 日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月11日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
谷口薬局有限会社	谷口薬局有限会社	倉吉市瀬崎町 2738-14	平成 23 年 3 月 3 日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第132号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年3月11日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

就任した役員の氏名及び住所

監 事 安 達 幸 範 東伯郡湯梨浜町大字橋津726-5

平成23年3月2日就任 任期 平成24年3月7日まで

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月11日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
有限会社長石	倉吉市不入	東伯郡	真砂土	7.5418	6.5729へ	1.9050へ	平成23年	平成23年

商店 代表取締役 長石 ふみ子	岡53-7	三朝町 大字鎌 田地内	の採取	ヘクタ ール	クター ール	クター ール	2月23日 から平成 26年2月 22日まで	2月23日
-----------------------	-------	-------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------------------------------	-------